

地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和7年7月2日現在

1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,131
---------------------	--------

2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	663,315
---	---------

3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,579
	神戸市灘 区	36,173
	神戸市中央区	37,475
	神戸市兵庫区	30,448
	神戸市北 区	58,666
	神戸市長田区	25,527
	神戸市須磨区	43,430
	神戸市垂水区	58,689
	神戸市西 区	64,996
	姫 路 市	138,751
	尼 崎 市	128,302
	明 石 市	84,434
	西 宮 市	133,424
	洲 本 市	11,796
	芦 屋 市	26,378
	伊 丹 市	55,430
	相 生 市	7,632
	豊岡市及び美方郡	29,361
	加古川市	72,298
	たつの市及び揖保郡	29,529
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,908
	西脇市及び多可郡	15,962
	宝 塚 市	63,865
	三 木 市	20,494
	高 砂 市	24,250
	川西市及び川辺郡	51,539
	小 野 市	12,828
	三 田 市	29,888
	加 西 市	11,591
	丹波篠山市	10,915
	養父市及び朝来市	13,863
	丹 波 市	16,799
	南あわじ市	12,420
	淡 路 市	11,729
	宍 粟 市	9,682
	加 東 市	10,629
	加 古 郡	17,899
	神 崎 郡	11,097